

伊勢原市における建築基準法による高さ制限等について

令和2年4月現在

等 項目	用途地域											用途地域の 指定のない区域 (市街化調整区域)
	第1種低層 住居専用地域	第1種 中高層 住居専用 地域	第2種 中高層 住居専用 地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域		
建築物の高さの最高限度 ※1	10m										10m ※2	
敷地の最低面積	伊勢原市地域まちづくり推進条例による ※1										150㎡ ※2	
外壁の後退距離 ※1												
斜 線 制 限	道路斜線	適用距離	20m (商業地域で容積率500%の地域は25m)									
		勾配	1.25				1.5			大山地区 1.5 上記以外 1.25		
	隣地斜線	立ち上がり		20m			31m			20m		
		勾配		1.25			2.5			1.25		
	北側斜線	立ち上がり	5m									
		勾配	1.25									
日 影 に よ る 制 限	対象建築物	軒の高さ>7m 又は地上階≥3	建築物の高さ>10m					建築物の 高さ> 10m				
	平均地盤面からの高さ	1.5m	4m					4m				
	日影規制時間	(一) 3時間・2時間	(二) 4時間・2.5時間	(二) 5時間・3時間				(二) 5時間・ 3時間				

※1：伊勢原市地域まちづくり推進条例、地区計画、建築協定、景観法に基づく届出・規制の詳細については伊勢原市にお問い合わせ下さい。

地区計画、建築協定の区域内は上記以外の制限がかかる場合があります。

※2：市街化調整区域内の建築の制限については平塚土木事務所 まちづくり推進課にお問い合わせください。